

第3期特定健康診査等実施計画 (平成30年度～平成35年度)

亀田総合病院健康保険組合

平成30年1月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により、6年を一期として「第3期特定健康診査等実施計画」を定めることとする。

亀田総合病院健保組合の現状

当健保組合は、医療及び介護等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

平成30年度の事業所数は8事業所で、千葉県鴨川市及び東京都世田谷区に所在している。

出先機関は東京都中央区、神奈川県厚木市、千葉県千葉市及び館山市にある。

1 事業所あたりの平均被保険者数は、約619人である。

被保険者の平均年齢は、男が39.17歳、女が37.08歳、男女平均は37.81歳である。

男女の割合は、女性が全体の65%を占めている。

40歳～74歳の者は、平成30年度の見込みで被保険者が約2,150名、被扶養者が375名である。

健康診断については、事業所の健康管理センター及び出先医療機関で行い、1事業所は健診車による巡回により行っている。

1. 亀田健康管理センター及び出先医療機関

亀田健康管理センター	千葉県鴨川市東町1,344
幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3
京橋クリニック	東京都中央区京橋3-1-1
亀田ファミリークリニック館山	千葉県館山市正木4,304-9
森の里病院	神奈川県厚木市森の里3-1-1

2. 社会福祉法人太陽会の医療機関

安房地域医療センター	千葉県館山市山本1,155
------------	---------------

3. 株式会社メディヴァの医療機関

プラタナス	東京都世田谷区用賀2-41-17
-------	------------------

他県及び他の地方在住の被扶養者等は、健保連集合契約機関で受診が可能である。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。

これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

従来、住民健診として市町村の行う健康診査を受診していた被扶養者の数を調査し、今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が実施した健康診断のデータを当健保組合が事業者から受理して、そのデータを管理し、指導該当者に対し特定保健指導を行う。健診費用は事業主が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90.5%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	単一健保の 全国目標
被 保 険 者	92.0%	93.0%	94.0%	95.0%	96.0%	97.0%	-
被 扶 養 者	20.0%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	-
被保険者＋被扶養者	81.3%	83.8%	85.5%	87.2%	88.9%	90.5%	90.0%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を55.1%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（被保険者＋被扶養者）

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	単一健保の 全国目標
40歳以上対象者	2,053人	2,208人	2,347人	2,490人	2,635人	2,783人	-
特定保健指導対象者数(推計)	308人	331人	352人	373人	395人	417人	-
実 施 率	29.2%	33.2%	36.9%	42.8%	53.1%	55.1%	55.0%
実 施 者 数	90人	110人	130人	160人	210人	230人	-

特定保健指導は、鴨川市周辺地域については亀田健康管理センター（鴨川）で行う。

千葉市周辺地域等遠隔地の者については株式会社メディヴァで実施する。

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、30年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

II 対象者数

1. 特定健康診査

【被保険者】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計)	2,150人	2,250人	2,350人	2,450人	2,550人	2,650人
目標実施率	92.0%	93.0%	94.0%	95.0%	96.0%	97.0%
目標実施者数	1,978人	2,093人	2,209人	2,328人	2,448人	2,571人

【被扶養者】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計)	375人	385人	395人	405人	415人	425人
目標実施率	20.0%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
目標実施者数	75人	116人	138人	162人	187人	213人

【被保険者＋被扶養者】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計)	2,525人	2,635人	2,745人	2,855人	2,965人	3,075人
目標実施率	81.3%	83.8%	85.5%	87.2%	88.9%	90.5%
目標実施者数	2,053人	2,208人	2,347人	2,490人	2,635人	2,783人

2. 特定保健指導

【被保険者＋被扶養者】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者 (特定健診目標実施者数)	2,053人	2,208人	2,347人	2,490人	2,635人	2,783人
動機付け支援対象者	144人	155人	164人	174人	184人	195人
実施率	34.8%	38.8%	42.6%	51.6%	70.5%	71.9%
実施者数	50人	60人	70人	90人	130人	140人
積極的支援対象者	164人	177人	188人	199人	211人	223人
実施率	24.4%	28.3%	32.0%	35.1%	38.0%	40.4%
実施者数	40人	50人	60人	70人	80人	90人
保健指導対象者計	308人	331人	352人	373人	395人	417人
実施率	29.2%	33.2%	36.9%	42.8%	53.1%	55.1%
実施者数	90人	110人	130人	160人	210人	230人

Ⅲ 特定健康診査等実施方法

1. 実施場所

特定健診は、近隣の者については亀田健康管理センター・安房地域医療センター及び出先医療機関、またはプラタナスや巡回により行う。

遠隔地の者の特定健診については、健保連集合契約機関で行う。

特定保健指導は、近隣の者については亀田健康管理センターとの委託契約により行う。遠隔地の者の特定保健指導については、株式会社メディヴァに委託する。

2. 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている健診項目とする。

3. 実施時期

実施時期は、通年とする。

4. 委託の有無

7. 特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など、亀田健康管理センター等での受診が困難である者については、健保連集合契約を利用し、全国での受診が可能となるよう措置する。

4. 特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など、亀田健康管理センター等での指導が困難である者については、「標準的な健診・保健指導プログラム」の考え方にに基づき、アウトソーシングする。

5. 受診方法

原則、鴨川市近郊の場合は、亀田健康管理センター等で、または巡回により受診を希望する日時を登録したうえで、特定健診または特定保健指導を受ける。

遠隔地の場合は、当健保組合が被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者の分の受診券・利用券を、事業主を通じ対象者に送付する。

当該被保険者・被扶養者は、受診券または利用券を被保険者証とともに健診機関等に提出し、特定健診または特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。

ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

6. 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙及びホームページ等に掲載するとともに、各事業所へ通知する。

7. 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から直接又は代行機関を通じ電子データを随時（または月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

なお、保管年数は5年とする。

8. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、数量の面から鴨川市の近隣に居住する者から優先して選出する。

また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、亀田総合病院健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に公表するとともに、パンフレットを送付する他、機関誌及びホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1. 実施計画の評価

(1) 目標の達成状況の把握

特定健診・特定保健指導の実施率を毎年度確認し、実施計画における目標値の達成状況を把握する。

メタボリックシンドロームの該当者・予備群を特定して、減少率を算出する。

(2) 評価

事業の実施結果による実施率及び予備群の減少率の他、保健指導の効果等を分析し、評価する。

また、進捗状況を管理・分析して、目標に向かって事業が順調に推進しているかを評価する。

2. 実施計画の見直し

当計画については、毎年度、計画の達成、進捗状況を点検し、健康管理委員会において結果に基づき必要な対策を講じる他、見直しを行う。